

財団法人京都府社会保険協会役員報酬支給規程

(目的)

第1条 この規程は、財団法人京都府社会保険協会（以下「協会」という。）寄付行為第10条に規定する常務理事（以下「役員」という。）の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(役員の報酬)

第2条 役員の報酬は、本俸、役職手当、扶養手当、通勤手当、住居手当及び期末手当とする。

(報酬の支給)

第3条 本俸、役職手当、扶養手当、通勤手当、住居手当は、その月の月額的全額を毎月17日に支給する。ただし、支給日が休日又は金融機関の休業日に当たるときは、その日の前日とし、日曜日に当たるときはその前々日とする。

2 期末手当は、3月15日、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日が休日又は金融機関の休業日に当たるときは、その日の前日とし、日曜日に当たるときはその前々日とする。

3 常務理事のうち、社会保険きょうと健康管理センター事務局長については、役員の報酬は支給しない。

(本俸)

第4条 役員の本俸月額は、一般職の職員の給与等に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）で定める行政職俸給表（一）10級12号俸相当額とする。

(役職手当)

第5条 役職手当は、本俸月額に100分の10を乗じて得た額を支給する。

(期末手当)

第6条 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）に、それぞれ在職する役員に対して支給する。これらの基準日前1ヵ月以内に退職し又は死亡した役員についても同様とする。

- 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在において受けるべき本俸及び扶養手当の月額に100分の120を乗じて得た額に、3月に支給する場合においては100分の55、6月に支給する場合においては100分の205、12月に支給する場合においては100分の205を乗じて額とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、期末手当の支給に必要な事項は、一般職給与法に定める職員の例に準じるものとする。

(扶養手当)

- 第7条 扶養手当は、一般職給与法第11条の規定に基づく職員に対する扶養手当の支給要件に該当する役員に支給する。
- 2 扶養手当の月額は、一般職給与法第11条に規定する額とする。
 - 3 全2項に規定するもののほか、扶養の実情の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に必要な事項は、一般職給与法に定める職員に対する扶養手当の例に準ずるものとする。

(住居手当)

- 第8条 住居手当は、一般職給与法第11条の9に規定する職員に対する住居手当の支給要件に該当する役員に支給する。
- 2 住居手当の月額は、一般職給与法第11条の9に規定する額とする。
 - 3 全2項に規定するもののほか、住居の実情の変更に伴う支給額の改定その他住居手当の支給に必要な事項は、一般職給与法に定める職員に対する手当の例に準ずるものとする。

(通勤手当)

- 第9条 通勤手当は、協会職員給与規程第16条及び通勤手当支給規程3、4に準ずるものとする。

(日割り計算)

- 第10条 新たに役員となった者には、その日から本俸及び役職手当（以下本条において「本俸等」という。）を支給する。
- 2 役員が退職し又は解任された場合には、その日までの本俸等を支給する。
 - 3 前2項の規定により本俸等を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき又はその月の月末まで支給するとき以外のときは、その本俸等の額は、その月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(報酬の支払方法)

- 第11条 役員の報酬は、その全額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべきもの及び役員が報酬から控除することを承諾したものの金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の額から、その金額を控除して支払うものとする。
- 2 役員が報酬の全部又は一部につき自己の預金または貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(端数の処理)

- 第12条 この規定により計算した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(実施に関し必要な事項)

- 第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、協会職員の例による。

附 則

この規程は、平成14年8月1日より施行する。

「財団法人京都府社会保険協会給与規程」(抜粋)

(通勤手当)

- 第16条 職員が通勤のため交通機関等を使用したときは、その運賃等を支給する。
- 2 通勤手当の支給額等は、別途「通勤手当支給規程」を定める。

「財団法人京都府社会保険協会通勤手当支給規程」(抜粋)

- 3 通勤に交通機関を常用とし運賃を負担する者を対象とする。
- ・ 片道の通勤距離が、2km以上の職員等に支給する。
 - ・ 支給額は、1ヶ月の通勤に要する運賃相当額(最も経済的な定期券運賃等とし、3万円を限度とする)。

4 通勤用具として自転車等を常用とする者には、片道の直線距離が次の場合に支給する。

- ・ 自転車利用者
2 km 以上 5 km 未満は、2,000 円、5 km 以上は、5,000 円
- ・ バイク利用者
2 km 以上 5 km 未満は、3,000 円、5 km 以上は、5,000 円
- ・ 自動車利用者
2 km 以上 5 km 未満は、5,000 円、5 km 以上は 10,000 円

附則

この取り扱いは、平成 13 年 4 月 1 日からとする。

財団法人京都府社会保険協会役員退職手当支給規程

(目的)

第1条 この規程は、財団法人京都府社会保険協会（以下「協会」という。）寄付行為第10条に規定する常務理事（以下「役員」という。）に対する退職手当の支給に関する事項を定めることを目的とする。

(支給の対象)

第2条 退職手当は、役員が退職し又は解任された場合にその者（死亡による退職の場合は、その遺族）に支給する。

2 前項の規定にかかわらず、当該退職又は解任が禁固以上の刑による処分の場合は、この手当では支給しない。

(支給の割合)

第3条 退職手当の額は、退職又は死亡した日における本俸月額 $\frac{100}{100}$ 分の $\frac{100}{100}$ に相当する額に、その者の在職年数を乗じて得た額とする。

(在職期間の計算)

第4条 退職手当の算定の基礎となる在職期間の計算は、役員として引続いた在職期間による。ただし、在職期間に1年未満の端数がある場合には、この端数は切り捨てる。

2 前項の規定による在職期間は、役員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数とする。

(端数の処理)

第5条 第3条の規定により算出した支給額に100円未満の端数を生じたときは、100円に切り上げるものとする。

(再任等の場合の取扱)

第6条 役員が任期満了の日又はその翌日に再び同一の役職の役員に選任されたときは、その者の退職手当の支給に関しては、引き続き在職したものとみなす。

2 役員が任期満了の日以前において役職を異にする役員に選任されたときは、その者の退職手当の支給に関しては、その選任された日の前日に退職したものとみなす。

(遺族の範囲及び順位)

第7条 第2条に指定する遺族の範囲及び順位は、協会退職手当支給規定第3条に規定する職員の例によるものとする。

(実施に関し必要な事項)

第8条 この規定の実施に関し必要な事項は、協会職員の例に準ずるものとする。

附 則

この規程は、平成14年8月1日より施行する。